

● ● ●
今年度も

出資配当を実施します

組合員の皆さんのご協力や効率的な組合運営により、今年度も多額の剰余金を計上することができました。

そこで、組合では組合員サービス向上のため、昨年度に続き出資配当を行うことになりました。

配当の経緯

本年6月27日に開催した総代会では、組合員の出資口数に応じ7%の出資配当を行うこと、及び出資配当金は出資金に振り替え、組合の経営基盤の強化のための増資を行うことについて承認をいただきました。

今後の手続き

- ・組合員ごとの出資金・出資配当金の状況は、書面で報告いたします。
- ・出資配当金は増資のために出資金に振り替えることを原則としますが、総代会終了日(6月27日)から6か月以内（12月26日まで）に、払い戻し請求があったときは、その全部または一部を払い戻すことができます。
- ・出資預り金で出資金1口に満たない金額については、引き続き出資預り金として組合が管理します。



森林は、水源の涵養や災害の防止などの大切な役割をもち、私たちの暮らしを支えています。群馬県ではこの森林を保全することにより、清らかで豊かな水を将来にわたり安心して利用できるようになると、「群馬県水源地域保全条例」を平成二十四年に制定しました。

森林の土地売買を行う際は

事前の届出が必要です

群馬県水源地域内の森林について、土地売買等の契約を結ぶをするときは、契約予定日の三十日前までに、契約当事者の氏名・住所・契約後の利用目的等を知事に届け出ることが必要です。

■届け出は、誰が？ どのようにするの？

現在の所有者（譲渡人）等が、当該土地の所在地を管轄する県環境森林事務所（森林事務所）に届け出ます。

■群馬県水源地域の森林とは？

高崎市では、石原町、寺尾町、乗附町、鼻高町、根小屋町、城山町一丁目・二丁目、倉渕地域全域、箕郷地域全域、榛名地域全域、吉井地域全域が群馬県水源地域に指定されており、この中の民有林が対象になります。

●届け出・お問い合わせ

群馬県ホームページまたは、
群馬県西部環境森林事務所
323-14021